

## 子どもたちの健全育成のための「学校警察連携制度」について(お知らせ)

日頃から本市の学校教育に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
さて、逗子市教育委員会では、各小・中学校において、子どもたちの健全育成に向けて、家庭や地域、関係機関と連携し、より良い環境づくりに取り組んでおります。しかし、子どもたちを取り巻く社会は、児童虐待・薬物乱用・暴力・いじめ・不良行為などの複雑化・深刻化している状況が見られ、学校・家庭・地域の連携と協力だけでは解決が困難なケースもあります。  
そこで、教育委員会では、子どもたちの「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的として、神奈川県警察本部との相互連携を行うため、平成27年11月より「学校警察連携制度」を運用しております。  
これに基づき、学校・家庭・警察が一体となった、充実した支援体制を構築し、子どもの健全育成を推進してまいります。

### 学校警察連携制度による支援について

\* 学校や家庭が繰り返し指導を行っても改善が見られず、解決の糸口が見つからない事案で、警察のもつ専門性が支援・指導に有効であるとした場合、教育委員会と校長の協議のうえ、本連携制度を使うこととなります。

\* 学校と警察が連携した場合も、あくまで指導・支援の主体は学校となります。

#### ◇連携が必要とされる場合とは

- ・ 警察の専門的な知識が支援に効果がある場合 (少年相談・保護センターでの相談・支援など)
- ・ 児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- ・ 警察による保護や安全確保が必要と判断される場合

#### ◇情報提供する事案例として

- ・ 犯罪行為に関する事
- ・ 非行集団に関する事
- ・ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれのある事
- ・ いじめ、児童虐待に関する事
- ・ 薬物等に関する事

### 相互連携の内容と方法

\* 学校・警察での支援が必要な場合は、児童生徒の氏名や生年月日、事案の概要など必要最低限の情報(個人情報も含む)について、『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』を使用して情報の共有を行います。(原則として、当該児童生徒・保護者には通知します。)

\* 『児童生徒の健全育成を推進する連絡票』は作成日の一年後の年度末まで保存します。

#### ◇連絡票の内容

○児童生徒の氏名・住所      ○事案の概要      ○事案に対する支援状況 等

今後も子どもたちの健全育成のために一層の努力をするとともに、家庭・地域等とのさらなる連携を深めてまいります。

引き続き、保護者の皆様方のご理解とご協力をお願いします。